

第3章

方法書についての意見を有する者の意見の概要
及びそれに対する事業者の見解

第3章 方法書についての意見を有する者の意見の概要及びそれに対する事業者の見解

3-1 方法書についての意見書の意見及び事業者の見解

3-1-1 方法書の公告・縦覧

新潟県環境影響評価条例第7条の規定に基づき、表3-1-1に示すとおり公告・縦覧を行った。

表3-1-1 方法書の公告・縦覧

公告日	平成24年1月20日（金）
公告の方法	官報への掲載 上越市広報「広報上越」への掲載 日刊紙への掲載
縦覧期間	平成24年1月20日（金）から平成24年2月19日（日）まで ただし、土・日曜日、祝日は上越市役所時間外受付で縦覧可。
縦覧場所	・上越市役所自治・市民環境部生活環境課（上越市木田1丁目1番3号） ・上越市第2クリーンセンター（上越市東中島2963番地） ・上越市汚泥リサイクルパーク（上越市小泉947番地）
縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで
意見書提出期限	平成24年3月4日（日）
意見書提出方法	担当課へ持参、郵送、ファックス、Eメール

3-1-2 意見書の意見の概要及び事業者の見解

方法書に対する意見書は提出されなかった。

3-2 方法書についての新潟県知事の意見及び事業者の見解

3-2-1 方法書についての新潟県知事の意見

方法書についての新潟県知事の意見は以下のとおりである。

1 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び廃棄物の搬出入について

工事車両及び供用後のごみ運搬車両の運行にあたっては、現在のごみ運搬車両の経路や周辺の学校等の状況に十分に配慮した運行計画を策定する必要がある。

2 温室効果ガスについて

温室効果ガスの予測及び評価にあたっては、ごみ運搬車両による排出量、サーマルリサイクルによる削減効果等を考慮して行う必要がある。

3 環境影響評価準備書作成に当たっての配慮

(1)焼却処理方式、工事計画、溶融スラグ等の再利用計画などの具体的な事業計画を可能な限り確定し、予測及び評価を行う必要がある。

(2)当該事業における焼却処理方式が決定していない場合には、検討されている全ての焼却処理方式について環境影響の予測及び評価を行う必要がある。

3-2-2 新潟県知事の意見についての事業者の見解

県知事意見及び事業者の見解を表3-2-1に示す。

表3-2-1 県知事意見及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び廃棄物の搬出入について 工事車両及び供用後のごみ運搬車両の運行にあたっては、現在のごみ運搬車両の経路や周辺の学校等の状況に十分に配慮した運行計画を策定する必要がある。	【P1-20～P1-22】 方法書提出以降に、工事車両及び供用後のごみ運搬車両の運行経路については、可能な限り通学路の利用は避け、幹線道路を利用するなど、地元自治会等の意向等を考慮し、検討を行いました。その結果を第1章に記載しました。
2 温室効果ガスについて 温室効果ガスの予測及び評価にあたっては、ごみ運搬車両による排出量、サーマルリサイクルによる削減効果等を考慮して行う必要がある。	【P5-9-1～P5-9-7】 温室効果ガスの予測及び評価にあたっては、既存施設及び新クリーンセンターを対象として、施設の稼働に伴うごみの焼却、補助燃料及び電力の使用、ごみ運搬車両の走行に伴う温室効果ガス発生量と、サーマルリサイクルによる発電や余熱利用による温室効果ガス削減量をそれぞれ算定し、新クリーンセンター供用後における温室効果ガス発生量の削減効果を整理しました。その結果を「5-9 温室効果ガス等」に記載しました。
3 環境影響評価準備書作成に当たっての配慮 (1)焼却処理方式、工事計画、溶融スラグ等の再利用計画などの具体的な事業計画を可能な限り確定し、予測及び評価を行う必要がある。	【P1-14～P1-19、P1-24～P1-31、P5-1-1～】 方法書手続終了後に、焼却処理方式としてストーカ式を採用することが決定し、工事計画についても現時点で可能な限り検討を行いました。その結果を第1章に記載しました。この事業計画を踏まえ、環境影響評価項目に対する予測及び評価を行い、結果を第5章に記載しました。
(2)当該事業における焼却処理方式が決定していない場合には、検討されている全ての焼却処理方式について環境影響の予測及び評価を行う必要がある。	【P1-14～P1-19、P1-24～P1-31、P5-1-1～】 方法書手続終了後に、焼却処理方式としてストーカ式を採用することが決定しました。その結果を第1章に記載しました。この事業計画を踏まえ、環境影響評価項目に対する予測及び評価を行い、結果を第5章に記載しました。